

UQ 通信サービス契約約款

| 旧 | | 新 | |
|---|---|--|---|
| (用語の定義) | | (用語の定義) | |
| 用語 | 用語の意味 | 用語 | 用語の意味 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 | 電話ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める第一号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 電話リレーサービス料 | (略) | ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 事業法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| | | 電話リレーサービス料 | (略) |
| (料金及び工事に関する費用) | | (料金及び工事に関する費用) | |
| 第39条 UQ通信サービスの料金は、料金表第1表（UQ通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。 | 2 (略) | 第39条 UQ通信サービスの料金は、料金表第1表（UQ通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。 | 2 (略) |
| (ユニバーサルサービス料の支払義務) | | (電話ユニバーサルサービス料の支払義務) | |
| 第42条の4 UQ契約者は、料金月の末日が経過した時点にUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。 | 2 UQ契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。 | 第42条の4 UQ契約者は、料金月の末日が経過した時点にUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7（電話ユニバーサルサービス料）に規定する電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。 | 2 UQ契約者は、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話ユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。 |
| 3 第1項の規定に関わらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 | | 3 第1項の規定に関わらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 | |

4 ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第42条の5 UQ契約者は、料金月の末日が経過した時点にUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第8（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 UQ契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

3 第1項の規定に関わらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

4 電話リレーサービス料については、日割は行いません。

(料金の計算方法等)

第47条 当社は、UQ契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2～3 (略)

4 電話ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務)

第42条の5 UQ契約者は、料金月の末日が経過した時点にUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7の2（ブロードバンドユニバーサルサービス料）に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 UQ契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がブロードバンドユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

3 ブロードバンドユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第42条の6 UQ契約者は、料金月の末日が経過した時点にUQ通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第8（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 UQ契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

3 第1項の規定に関わらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

4 電話リレーサービス料については、日割は行いません。

(料金の計算方法等)

第47条 当社は、UQ契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2～3 (略)

料金表

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第7 ユニバーサルサービス料

| 区分 | 料金額 |
|-------------|--|
| ユニバーサルサービス料 | ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額 |

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/universal/>

第8 電話リレーサービス料

| 区分 | 料金額 |
|------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/telephonrelay/>

料金表

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第7 電話ユニバーサルサービス料

| 区分 | 料金額 |
|---------------|--|
| 電話ユニバーサルサービス料 | 電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額 |

(注) 電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/universal/>

第7の2 ブロードバンドユニバーサルサービス料

| 区分 | 料金額 |
|---------------------|--|
| 電ブロードバンドユニバーサルサービス料 | ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額 |

(注) ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/universal/>

第8 電話リレーサービス料

| 区分 | 料金額 |
|------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/telephonrelay/>

附則（25-UQ 企事第 014 号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和8年3月1日から実施します。

(その他)

2 令和8年2月1日から令和8年2月28日までの間、次表の左欄に定める用語は、従前のとおりそれぞれ右欄に定める用語とします。

| | |
|----------------|--------------|
| 電話ユニバーサルサービス料 | ユニバーサルサービス料 |
| 電話ユニバーサルサービス制度 | ユニバーサルサービス制度 |